国立国会図書館

調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1380（2026.11. 5）

シンガポールの外国人受入れ政策

はじめに
Ⅰ　シンガポールの外国人受入れの概要
　1　経緯
　2　最近の動向
Ⅱ　シンガポールの共生・統合政策
　1　外国人との共生や社会統合に向けた取組
　2　民族統合政策
Ⅲ　シンガポールの外国人規制政策
　1　労働
　2　家族形成
　3　永住権
　4　不動産
　5　その他
おわりに

キーワード: シンガポール、外国人受入れ政策、多文化共生、民族統合政策（EIP）、外国人規制政策、外国人労働者、永住権

- シンガポールは歴史的に多民族国家であり、また多くの移民を受け入れて成長してきた国である。永住者を除く在留外国人は総人口の約3割を占め、そのうち約6割は低技能労働者（Work Permit保持者）で占められている。近年、シンガポールの生き残りのためには移民が不可欠とし、新規国籍取得者や新規永住権取得者はやや増加傾向にあるが、厳格化が進んでいる部分もある。

- 共生や統合のための政策としては、国民統合評議会の開催、コミュニティ統合基金による支援、新規国籍取得者向けのプログラムの実施、民族統合政策等がある。

- 規制や制限に関する政策としては、在留資格取得要件の厳格化、権利の制限、不動産、教育、医療等様々な分野における扱いの区別等がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局
行政法務課　近藤（こんどう） 里南（りな）

第１３８０号

はじめに

昨今、国内外の様々な地域で、外国人に関する問題について取り上げられる機会が増加している。先進諸国では、自国の労働人口の減少等を背景に、今後ますます労働力等として外国人が貴重な存在となる一方、外国人比率が上昇することで、受入れ社会は文化や言語の違いなど乗り越えなければならない壁に直面する機会も増える。

日本においても、「総人口における外国人の比率が 10%台に到達する時期は 2070 年よりも早まる可能性も考えられる」[1]とされているように、急激に外国人比率が高まっていくことが予想されている。このようなことから、既に数多くの外国人を受け入れている他国の政策等を踏まえ、どのような政策を講じるべきか議論することの重要性が増していると考えられる。

そこで、本稿では、歴史的に多民族国家であり、2026 年現在在留外国人が総人口の約 4 割を占めるシンガポールの外国人受入れ政策について取り上げる。第Ⅰ章ではシンガポールの外国人受入れの最近の動向を紹介し、第Ⅱ章では主に共生の観点から、第Ⅲ章では主に規制の観点から、シンガポールの外国人受入れ政策の内容について紹介する。

Ⅰ　シンガポールの外国人受入れの概要

1　経緯

シンガポールは、もともと人口僅か数百人の島であったが、1819 年にイギリスのトーマス・ラッフルズ（Thomas Raffles）氏が島に上陸したことで、自由貿易港としての役割を果たすようになり、急速な発展を遂げ、インド、中国、インドネシア等周辺国から多くの移民が渡来した[2]。19 世紀末、イギリスは大規模なゴムのプランテーション建設と錫鉱山開発のために、イギリス支配下のマラヤ（マレー半島南部とシンガポール）に本格的に介入し、シンガポールがその中継・加工貿易港となると、シンガポールは飛躍的に発展し、同時に大量移住が始まった[3]。第二次世界大戦を経て 1950 年代にイギリス植民政府から自治権を獲得した後は、有能な人々を対象に門戸を開放するようになり、工業化が進むにつれ、熟練技能労働者を確保するため、マレーシア、インドネシア、インド、中国等から多くの移民を受け入れた[4]。

1970 年代の石油危機、1980 年代半ばの深刻な不況を通して、高付加価値産業への政策転換を迫られると、従来の労働集約型産業からの離陸を促すため、低賃金の外国人労働者の受入れ規制が強化されるようになった[5]。1990 年代には、世界における「グローバル人材」の争奪戦が顕著になり、人材こそが国の発展の唯一のリソースだったシンガポールは、いち早く人材確保の

---

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 10 月 26 日である。

1 法務大臣勉強会「外国人の受入れの基本的な在り方の検討のための論点整理―活力ある強い日本の実現／国民の安全・安心の死守―」2025.8, p.2. 法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/isa/content/001444897.pdf>

2 郭俊海「シンガポールの移民政策―「人口白書」をめぐるディベートを中心に―」『九州大学留学生センター紀要』22 号, 2014, pp.56-57. <https://doi.org/10.15017/4777988>

3 「主要国の外国人労働者受入れ動向―シンガポール―」2015.1. 労働政策研究・研修機構ウェブサイト <https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2015_01/singapore.html>

4 郭　前掲注(2), pp.56-57.

5 労働政策研究・研修機構編『諸外国における外国人材受入制度―非高度人材の位置づけ―』（JILPT 資料シリーズ　no.207）2018, p.145. <https://www.jil.go.jp/institute/siryo/2018/documents/207.pdf>

争奪戦に加わった[6]。こうして、製造、港湾、建設分野等の非熟練労働者に対しては、期間限定的な滞在で、若く、独身であることが望まれ、家族を同伴せず、シンガポール市民との婚姻をしないという条件のもとに、労働許可が与えられる一方、高学歴保有者や富裕層に対しては、迅速に雇用パスが提供され、シンガポールへの永住が積極的に勧められるという政策がとられることとなった[7]。

その後、経済的な成熟期に入ったことで、外国人がシンガポール人の職を奪っているとして、外国人労働者に対する市民の不満の声が大きくなっていき、2009年頃から外国人労働者受入れ規制が強化され始めた[8]。少子高齢化が進むシンガポールにとって、外国人が必要な状況は変わらないが、外国人雇用税の引上げ、ビザの申請基準の底上げ等を通じて、外国人雇用等のハードルは年々高まっている[9]。

２　最近の動向

シンガポールの2026年6月の総人口は約620万8500人（2025年6月は約611万1200人）で、うち、シンガポール国民は約368万4900人（同366万700人）、永住権取得者（Permanent Resident: PR. 以下「永住者」という。）は約54万6600人（同54万3800人）、非居住者（Non-resident population. 永住者を除く在留外国人）は約197万7000人（同190万6700人）であり、総人口に占める非居住者の比率は約31.8%（同31.2%）、永住者及び非居住者の合計の比率は約40.6%（同40.1%）である[10]。日本の2025年の総人口が約1億2305万人[11]、うち在留外国人約413万人[12]で、総人口に占める在留外国人の比率が約3.4%であることを踏まえると、シンガポールは在留外国人の比率が非常に高いことが分かる（図）。

シンガポールの在留資格は様々で、永住者のほか、高度人材に発給されるグローバルトップタレントを持つ者を誘致するために創設されたOverseas Networks and Expertise Pass（ONE Pass）[13]、高所得者の上級専門職に発給されるPersonalised Employment Pass（PEP）[14]、起業家に発給されるEntrePass[15]、専門職や管理職に発給されるEmployment Pass（EP）[16]、給与額がEP取得水準に届かない中技能労働者に発給されるS Pass（Sパス）[17]、低技能労働者に発給さ

---

6 郭　前掲注(2), p.58.
7 労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), p.146.
8 「主要国の外国人労働者受入れ動向―シンガポール―」前掲注(3)
9 労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), p.146.
10 National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister's Office et al., "Population in Brief 2026," 2026.9, p.5. <https://isomer-user-content.by.gov.sg/520/799cc617-8bdf-420b-a47e-86ececabe12e/PIB%202026%20Report.pdf>
11 総務省統計局「令和7年国勢調査人口速報集計結果全国・都道府県・市町村別人口及び世帯数結果の概要」2026.5.29, pp.1-2. <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2025/kekka/pdf/outline.pdf>
12 「令和7年末現在における在留外国人数について」2026.3.27. 出入国在留管理庁ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/isa/content/001459094.pdf>
13 "Keen to make a positive impact on the world? Make Singapore the smart move for you and your family with the Overseas Networks and Expertise (ONE) Pass," 2023.12.4. Singapore Economic Development Board website <https://www.edb.gov.sg/en/news-and-insights/keen-to-make-a-positive-impact-on-the-world-make-singapore-the-smart-move-for-you-and-your-family>
14 "Personalised Employment Pass," 2026.6.15. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/personalised-employment-pass>
15 "EntrePass," 2026.8.14. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/entrepass>
16 "Employment Pass," 2026.8.27. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass>
17 "S Pass," 2026.9.18. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass>

れる Work Permit（WP）[18]等がある。詳細は後述するが、在留資格によって取得のための要件や権利が大きく異なっている。2026 年 6 月時点で、非居住者のうち、WP 保持者が約 61%を占め、EP 保持者が約 10%、S パス保持者が約 9%と続いている[19]。WP 保持者には建設・造船・化学プラント（CMP）で働く労働者、工場労働者、家事労働者（メイド）、EP 保持者には駐在員、幹部、専門職、S パス保持者にはレストラン従業員、事務職等が含まれる[20]。

図　シンガポールの人口の内訳

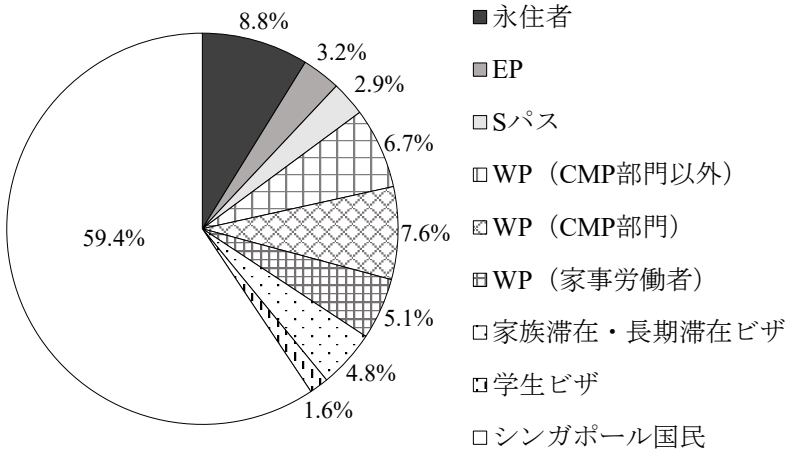

（出典）National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister's Office et al., "Population in Brief 2026," 2026.9. <https://isomer-user-content.by.gov.sg/520/799cc617-8bdf-420b-a47e-86ececabe12e/PIB%202026%20Report.pdf> を基に筆者作成。

2025 年には、シンガポールのリー・シェンロン（Lee Hsien Loong）上級相が「（同国の）生き残りのためには、移民が不可欠」との考えを示していて[21]、新規国籍取得者や新規永住権取得者は増加傾向にあり[22]、2026 年にはシンガポールの人口は過去最高に達しているが[23]、国民の給与水準の上昇を踏まえ、ビザの取得基準の厳格化等も同時に進められている[24]。

Ⅱ　シンガポールの共生・統合政策

多民族国家として独立を果たしたシンガポールでは、国民を「中国系」、「マレー系」、「インド系」及び「その他」の 4 つに分類し、英語を共通語としつつ、各民族の必要な言語を平

[18] "Work Permit for migrant worker," 2026.9.29. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker>
[19] National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister's Office et al., *op.cit.*(10), p.6.
[20] 田村慶子編著『シンガポールを知るための 65 章　第 5 版』（エリア・スタディーズ　17）明石書店, 2021, pp.110-111.
[21] "SM Lee Hsien Loong at the Teck Ghee Citizenship Ceremony (Mar 2025)," 2025.3.9. Prime Minister's Office Singapore website <https://www.pmo.gov.sg/newsroom/sm-lee-hsien-loong-at-the-teck-ghee-citizenship-ceremony-mar-2025/>
[22] 本田智津絵「シンガポールの生き残りに移民が不可欠、毎年約 2 万人に国籍授与」2025.3.14. JETRO ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/03/764359b776e3acdd.html>
[23] Xinghui Kok「シンガポール人口が 1.6%増、過去最高 621 万人　外国人が押し上げ」2026.9.28. ロイターウェブサイト <https://www.reuters.com/jp/markets/japan/V6HY4ROLNROB7B5XO2Z2M4YFL4-2026-09-28/>
[24] 本田智津絵「外国人の就労査証の発給基準、2027 年 1 月から引き上げ」2026.2.18. JETRO ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/biznews/2026/02/9f44b105bce72e8b.html>

等に扱いながらも「統制」するという多文化主義[25]が根付いている。各民族の文化的背景やアイデンティティを尊重し配慮する政策を多く行ってきた一方で、全く異なるエスニシティ（民族性）を抱える民族同士を標準化するための共生や統合に関する政策も進められてきた[26]。シンガポールの多文化共生の在り方は「強制された多宗教・多人種の共生と調和」と評されることもあり、社会における秩序形成の試みとして理解される必要があると指摘されている[27]。

第Ⅱ章では、主に共生や統合の観点から、シンガポールにおいてどのような政策が実施されているか紹介する。

１　外国人との共生や社会統合に向けた取組

（1）国民統合評議会

国民統合評議会（National Integration Council: NIC）は、文化・地域・青年省が所管する 2009 年 4 月に設立された組織である。公共部門・民間部門・市民社会の 3 つのセクターが連携し、シンガポール人と外国人との間の相互理解や融合を奨励・促進することを目標としており[28]、政府関係者、コミュニティ・リーダー、民間団体の代表等により議論が行われている[29]。

（ｉ）コミュニティ統合基金

NIC 設立 5 か月後の 2009 年 9 月に、政府は 1000 万シンガポールドル（12 億 4497 万円）[30]の予算を捻出し、コミュニティ統合基金（Community Integration Fund: CIF）を設立した。

CIF は、非政府組織、草の根組織、企業等に対して、承認されたプロジェクトの 80%以内かつ 10 万シンガポールドル（1244 万 9700 円）以内の資金援助を行う組織である[31]。

CIF の資金提供の対象となるプロジェクトは、①シンガポールに関する情報やリソースを提供し、歴史、文化、社会規範等への意識を高める、②外国人にボランティア活動の機会やシンガポール社会とつながる方法を紹介するなどし、シンガポールへの愛着や関与を促進する、③交流・関係構築の場を提供するなどし、地元住民と外国人との間の交流を促進する、④相互理解を深めるなどの目標を持ち、統合に対する肯定的な感情を高めることを促進することができるの 4 つのうち少なくとも 1 つの目標を掲げるものである。CIF は多様なプロジェクトを支援しており、お祭り、興味に基づく活動（スポーツ、ボランティア、芸術文化）、ワークショップ、ビデオ、出版物等様々である[32]。

---

25 田村編著　前掲注(20), p.61.
26 自治体国際化協会シンガポール事務所「シンガポールの民族融和・多文化共生政策について」『CLAIR REPORT』No.423, 2015.6.22, p.7. <https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/423.pdf>
27 横濱竜也「外国人労働者と多文化共生―シンガポールの教訓―（第 5 回）「団地国家」と多人種統合」『国際人流』405 号, 2021.2, p.22.
28 “National Integration Council,” 2026.2.11. Ministry of Culture, Community & Youth website <https://www.mccy.gov.sg/sectors/resilience-and-engagement/national-integration-council/>
29 郭　前掲注(2), p.64.
30 円換算値は 1 シンガポールドル=124.497 円（日本銀行国際局「報告省令レート（令和 8 年 10 月分）」2026.9.18. <https://www.boj.or.jp/about/services/tame/tame_rate/syorei/hou2610.htm>）を用いた（以下同じ。）。
31 「主要国の外国人労働者受入れ動向―シンガポール―」前掲注(3); “Community Integration Fund,” 2026.8.17. Ministry of Culture, Community & Youth website <https://www.mccy.gov.sg/sectors/resilience-and-engagement/community-integration-fund/>
32 “Community Integration Fund,” *ibid.*

（ⅱ）統合等に向けたプログラム

2011 年、NIC は帰化[33]と統合の旅（Naturalisation and Integration Journey. 現名称は、シンガポール市民の旅（Singapore Citizenship Journey））というプログラムを開発した。16 歳から 60 歳までの帰化許可申請者は、シンガポール市民の旅を修了することが必須となっている[34]。シンガポール市民の旅は、①オンライン学習（e-Journey）、②体験型学習（Singapore Experiential Visit）及び③地域社会との交流（Community Sharing Session）の 3 つから構成されている。①オンライン学習では、シンガポールの共通の価値観、国民としての責任、社会や生活様式、芸術・文化、歴史、国の制度、将来の展望等をオンラインで学ぶ。②体験型学習では、シンガポールの歴史的に重要な場所や国の主要施設を訪れ、国の歴史や都市計画、交通、水資源、安全保障・防衛等様々な課題をどのように克服してきたかを学ぶ。③地域社会との交流では、地域の住民やボランティアと交流し、地域社会にどのように積極的に関わるか等を学ぶほか、後述の人民協会が、新しい国民が地域社会にスムーズに溶けこむために役立つ情報を提供する[35]。国籍の付与に当たっては、シンガポールに貢献し、社会に溶け込み、定住にコミットできるかを慎重に審査される[36]。なお、2025 年の新規国籍取得者数は 2 万 5094 名であった[37]。

このほか、永住者向けのプログラムも 2025 年 11 月から試行的に開始されている。同プログラムも、シンガポールの文化、生活様式、社会規範等に関するオンライン学習や、参加者が博物館を訪れる、地域のコミュニティイベントに参加する等の体験型学習の要素で構成されている[38]。

また、2026 年 5 月からは、EP 保持者向けの自主的なオリエンテーションプログラムも試行されている。同プログラムは、シンガポールの規範、価値観及び日常生活を送る上で必要な常識について、基本的な理解を深めるためのものとなっている[39]。

統合のためのプログラムは、これまで帰化許可申請者を対象としたもののみ存在していたが、近年では永住者や EP 保持者など、より多くの在留外国人を対象とするプログラムの作成が進んでいる。プログラムの内容や受講対象がどうなるのか、受講は義務化されるのかなど、今後の動向が注目される。

（2）人民協会

地域における共生の取組を牽引している組織として、人民協会（People's Association: PA）がある。PA は、社会、教育、文化、ボランティア活動を通じて、民族別の垣根を超えて「シン

---

33 帰化とは、市民権（国籍）を獲得することである。市民権獲得の要件として、例えば、永住者になり 2 年以上経過していること等がある（"Becoming a Singapore Citizen," 2026.6.30. Immigration & Checkpoints Authority website <https://www.ica.gov.sg/reside/citizenship>）。

34 *ibid.*

35 "Hi! How can we help?" Singapore Journey website <https://www.sgjourney.gov.sg/help/#question-148203>

36 本田智津絵「人口が過去最高更新、外国人労働者増が牽引」2025.10.6. JETRO ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/10/56d1cb7a78053547.html>

37 National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister's Office et al., *op.cit.*(10), p.20.

38 "Frequently Asked Questions (FAQ)," 2026.10.14. PR Journey website <https://prj.sgjourney.gov.sg/faq>; "About the Permanent Resident Journey," 2026.10.14. *ibid.* <https://prj.sgjourney.gov.sg/about>

39 "Five initiatives to foster stronger interactions and mutual understanding between locals and foreigners at workplaces and within communities," 2026.7.10. Ministry of Culture, Community & Youth website <https://www.mccy.gov.sg/about-us/news-and-resources/five-initiatives-to-foster-stronger-interactions-and-mutual-understanding-between-locals-and-foreigners-at-workplaces-and-within-communities/>

ガポール人」意識を醸成し[40]、団結した活力ある文化的な国づくりを目指すとともに、地域の住民と政府との連帯を強めていく組織として、1960 年 7 月 1 日に社会開発省（現文化・地域・青年省）の下に法定機関として設立された。地域活動を行う拠点として人民協会法に基づき設立された PA は、歴代会長を首相が務めており、主に地域住民と政府の橋渡し役としての責務を担っている[41]。

PA には、2,000 の草の根組織、100 以上のコミュニティクラブ、5 つの社会開発評議会、5 つの PAssion Wave[42]拠点（ウォータースポーツ等のプログラムを提供する拠点）、imPAct[43]（ビジネスパーソン向けのコミュニティセンター）及び国立コミュニティ・リーダーシップ研究所（コミュニティにおけるリーダーを育成する機関）が含まれている[44]。

２　民族統合政策

2026 年のシンガポール国民の民族間比率は、中国系 75.4%、マレー系 15.1%、インド系 7.7%、その他 1.8%である[45]。なお、市民権の獲得や永住権の資格では、常にこの民族間比率を守るよう考慮されている[46]。シンガポールは、このように多民族国家であることを背景に、民族間の分断を生まない工夫の 1 つとして、公営住宅の入居に関して、民族統合政策（Ethnic Integration Policy: EIP）が進められてきた。以下、概要を紹介する[47]。

シンガポールでは、安価で良質な住宅を供給することを目的に設置された住宅開発庁（Housing & Development Board: HDB）が建設した公営住宅（以下「HDB 住宅」という。）に、国民の 77.2%（2025 年）[48]が暮らしている[49]。これは、独立当初深刻な問題であった住宅不足を解消するための国策でもあったが、国民に HDB 住宅を提供するために各地域に団地を開発していく過程で、地区において特定民族の集中がみられたため、この問題への対策として、1989 年に EIP が始まり[50]、特定の民族が集住していた地区の解体が開発と同時に進められることとなった[51]。国民が自分の家を持つことが政治的、経済的にも社会の安定につながるという考え方の下、政府は個人の住宅所有を奨励、支援している[52]。

EIP では、「ブロック」と「近隣」のレベルで各人種の世帯数の上限が設けられており、HDB 住宅を購入するには、住宅の売り手と自分が同じ人種であること又は自分がその住宅を購入した後も人種の世帯数の上限に達しないことが求められている[53]。また、一定の地域ごとに、国民

---

40 田村編著　前掲注(20), p.149.
41 自治体国際化協会シンガポール事務所　前掲注(26), p.15.
42 “PAssion Wave,” 2026.4.3. onePA website <https://www.onepa.gov.sg/about-us/passion-wave>
43 “imPAct@Hong Lim Green,” 2026.5.24. People's Association website <https://www.pa.gov.sg/our-network/impact-hong-lim-green/>
44 “About PA,” 2026.2.23. People's Association website <https://www.pa.gov.sg/about-us/about-pa/>
45 National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister’s Office et al., *op.cit.*(10), p.23.
46 労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), pp.166-167.
47 EIP の対象は基本的には国民であるが、異なる民族同士が共生するという目的を持つ政策であり、外国人共生政策に通ずるものがあると考え、取り上げることとした。
48 Singapore Department of Statistics, “Population Trends 2026,” 2026.9, pp.22-23. <https://www.singstat.gov.sg/files/5645f043-4bb7-4181-a3a8-c36da5cd1b12.pdf>
49 自治体国際化協会「シンガポールの政策　令和 6 年度（2024 年度）改訂版」2025.3, p.59. <https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/singapore_2024.pdf>
50 労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), p.169.
51 自治体国際化協会シンガポール事務所　前掲注(26), p.9.
52 自治体国際化協会　前掲注(49), p.135.
53 “Ethnic Integration Policy (EIP) and Singapore Permanent Resident Quota,” 2025.9.12. Housing & Development Board website <https://www.hdb.gov.sg/buying-a-flat/resale-flats/process-for-buying-a-resale-flat/resale-flat-planning/eip-and-spr-quota>

全体の民族間比率と同程度になるよう配慮されている[54]。これにより、HDB 団地内に同じ民族の大きな飛び地が形成されるのを防いでいる[55]。また、これに加えて、マレーシア人でない永住者については、永住者の割当（Singapore Permanent Resident Quota）の上限に達しないことも求められている[56]。

HDB 住宅の周辺には、商店や食堂、公園等の施設があり、自然と交流が進むよう工夫されており、これにより、日常生活において同一の民族、言語、宗教だけで形成される排他的なコミュニティを防ぎ、異なる民族、言語、宗教が共存し、住民との関わりが生まれることが期待されている[57]。

Ⅲ　シンガポールの外国人規制政策

前章では、外国人との共生や統合のための政策を紹介したのに対し、本章では、外国人に対する制限や規制の観点から実施されている政策を紹介する。シンガポールの政策は、低技能外国人労働者を徹底して管理することで、多くの国が直面する彼らの定住化や不法滞在の問題を惹起することなく、受入れの果実のみを得ることができているが、そうした措置は人道的な観点からは問題があるとも指摘されている[58]。人口の約 4 割が外国籍の社会を運営する中でどのような政策が実施されているのか、最近の主な動きを紹介する。

１　労働

(1) ビザの要件

シンガポールでは、労働省が就労ビザ発給を所轄しているところ、外国人労働者の受入れは段階的に厳格化されていることが指摘されている[59]。

具体的には、例えば EP、S パス等の月収要件の引上げがある。EP については、現在ほとんどのセクターにおいて、23 歳以下（年齢に応じて金額は上昇）の場合最低 5,600 シンガポールドル（69 万 7183 円）であるが、2027 年からは最低 6,000 シンガポールドル（74 万 6982 円）に引き上げられる[60]。S パスについては、現在ほとんどのセクターにおいて 23 歳以下（年齢に応じて金額は上昇）は最低 3,300 シンガポールドル（41 万 840 円）となっているが、2027 年からは最低 3,600 シンガポールドル（44 万 8189 円）に引き上げられる[61]。このほか、EP の審査では、月収要件のほか、ポイント制度「補完的評価フレームワーク」（COMPASS）の要件を満た

54 自治体国際化協会シンガポール事務所　前掲注(26), p.9.
55 自治体国際化協会　前掲注(49), p.67.
56 マレーシア人はシンガポール人と文化的・歴史的に類似しているため、この割当の対象外となっている（“Ethnic Integration Policy (EIP) and Singapore Permanent Resident Quota,” *op.cit.*(53)）。
57 自治体国際化協会　前掲注(49), p.67.
58 岩崎薫里「第 8 章 シンガポールの外国人労働者受け入れ策―徹底した政策の効果と問題―」『JRI レビュー』Vol.10 No.71, 2019, p.137. <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/11437.pdf>
59 岩崎薫里「選別色強まるシンガポールの外国人労働者受入策」『アジア・マンスリー』Vol.21 No.241, 2021.4, p.1. <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/asia/pdf/12517.pdf>
60 “Eligibility for Employment Pass,” 2026.4.28. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility>
61 “Eligibility for S Pass,” 2026.9.1. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/eligibility>

すことが求められるようになっている[62]。

(2) 雇用主への働きかけ

政府は、S パス又は WP 保持者の雇用主に課している外国人雇用税を引き上げたり、外国人労働者の雇用上限率を調整したりすることにより、外国人労働者の数を管理している[63]。

外国人雇用税は S パス又は WP 保持者を雇用するごとに雇用主が毎月支払わなければならないもので、移民労働者の雇用コストを引き上げ、安易な雇用を抑制する狙いがある。金額は、業種、保持しているビザの種類、国籍等によって異なる[64]。例えば、建築分野で基本的な技能を持つインド国籍等の WP 保持者を雇う場合、1 人当たり月額 900 シンガポールドル（11 万 2047 円）の支払いが必要である[65]。また、S パス保持者を雇う場合は、全分野で一律 1 人当たり月額 650 シンガポールドル（8 万 923 円）の支払いが必要となる[66]。

外国人労働者の雇用上限率は、企業における全従業員に占める WP 及び S パス保持者の割合の上限を定めたものである[67]。S パス保持者に関しては産業によって上限が定められており、建設分野の上限率は 83.3%、サービス分野の上限率は 35%等となっている[68]。

また、マレーシア人でない WP 保持者を雇用するごとに雇用主は事前に 5,000 シンガポールドル（62 万 2485 円）の保証金を支払わなければならない。これは、移民労働者の雇用が終了し出身国に帰国すると雇用主に返金されるもので、雇用者が給与不払いをしないことや、移民労働者が逃亡・不法滞在などしないよう管理する責任を全うすることのインセンティブになっているとされる[69]。

2　家族形成

WP 保持者がシンガポール国民や永住者と結婚するためには、事前に国家の承認を得なければならない[70]。

このほか、外国人が家事労働者（WP 保持者）として雇用される場合は、6 か月ごとの感染症及び妊娠検査が義務付けられており、妊娠は、労働許可の条件から逸脱したとみられ、現実的には、国内での堕胎か出産のための帰国の選択しか残されていないことが指摘されている[71]。

---

62 COMPASS は、給与、学歴、国籍の多様性等様々な観点から評価を行う制度である（“COMPASS (Stage 2),” 2026.4.28. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass/eligibility#compass>）。

63 EY 新日本有限責任監査法人「諸外国における外国人の受入制度及び受入環境整備に係る調査・研究報告書」（令和４年度　出入国在留管理庁委託事業）2022.12, p.460. 法務省ウェブサイト <https://www.moj.go.jp/content/001391731.pdf>; 日本貿易振興機構シンガポール事務所「シンガポールの就労ビザ取得の概要について」2025.9, p.4. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/sg/invest_05/pdfs/sg10C010_shurouvisa_shutoku.pdf>

64 岩崎　前掲注(58), p.130.

65 “Construction sector: Work Permit requirements,” 2026.10.21. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules/construction-sector-requirements>

66 “S Pass quota and levy requirements,” 2026.2.19. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/s-pass/quota-and-levy/levy-and-quota-requirements>

67 EY 新日本有限責任監査法人　前掲注(63), p.460.

68 “S Pass quota and levy requirements,” *op.cit*.(66)

69 EY 新日本有限責任監査法人　前掲注(63), p.461; “Security bond requirements for migrant worker,” 2026.10.5. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker/sector-specific-rules/security-bond>

70 “What are the marriage and pregnancy regulations for Work Permit holders in Singapore?” 2025.5.29. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/faq/work-permit-for-foreign-worker/what-are-the-marriage-and-pregnancy-regulations-for-wp-holders-in-singapore>

71 *ibid.*; 労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), p.164.

また、家族を帯同させるためには、EP 又は S パスを保持していること、月給 6,000 シンガポールドル（74 万 6982 円）以上であること及び雇用主等が身元保証人となっていることの全てを満たす必要があり、WP 保持者が家族を帯同させることは認められていない[72]。

３　永住権

永住権申請に当たっては、シンガポール国民や永住者の配偶者等でない場合、EP や S パスを保持していることが求められ、WP 保持者の永住権申請は認められていない。また、永住権については、常に民族間比率を守るように考慮されている[73]。

永住権給付に当たっては、申請者がシンガポールに貢献し、社会に溶け込む能力があるか、またシンガポール定住に対する決意を評価するために、家族のつながり、経済的貢献、資格、年齢、家族のプロフィール、居住期間等の要素を考慮するとされる[74]。シンガポールで一定以上の規模の事業や投資を計画する外国人の起業家や経営者に対して永住権を与える GIP（Global Investor Program）というプログラムについては、近年年商要件の引上げが行われている[75]。2025 年の新規永住権取得者数は 3 万 5352 名であった[76]。

また、永住者になると再入国許可証（Re-Entry Permit: REP）が付与されるが、REP は 5 年ごとに更新が必要である。REP の更新を怠った場合や更新申請が却下された場合[77]、永住権は剥奪される[78]。

４　不動産

外国人による不動産、特に住宅用不動産の所有に関して、1973 年に施行された居住用不動産法[79]に基づき、国土庁による一定の制限が設けられている。原則として、シンガポール国内において、法務大臣から適用免除又は許可を受けていない外国人が、住宅用更地、計画法に従って建設され認可を受けたコンドミニアム以外の土地付き住宅、商業・住宅兼用物件等を所有することは認められていない[80]。前章で言及したシンガポール国民の約 8 割が住む HDB 住宅についても、非居住者（永住者を除く在留外国人）は新築・中古ともに HDB 住宅を購入することはできない。永住者は、新築の HDB 住宅は購入できず、中古の HDB 住宅は、永住者になってから 3 年以上経ち[81]、（マレーシア人でない永住者は）永住者の割当の上限に達していない（マレー

---

[72] “Eligibility for Dependant's Pass,” 2024.3.14. Ministry of Manpower website <https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/dependants-pass/eligibility>

[73] EY 新日本有限責任監査法人　前掲注(63), p.463; 労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), pp.166-167.

[74] “Becoming a Permanent Resident,” 2026.3.13. Immigration & Checkpoints Authority website <https://www.ica.gov.sg/reside/PR>

[75] EY 新日本有限責任監査法人　前掲注(63), p.457; “About the Global Investor Programme,” 2026.10.26. Singapore Economic Development Board website <https://www.edb.gov.sg/en/how-we-help/global-investor-programme>

[76] National Population and Talent Division, Strategy Group, Prime Minister’s Office et al., *op.cit.*(10), p.20.

[77] 更新拒否の理由として、国外滞在による長期不在、十分な収入の欠如、家族ルーツの喪失などがある（労働政策研究・研修機構編　前掲注(5), p.168.）。

[78] “Becoming a Permanent Resident,” *op.cit.*(74); “Apply for/Renew Re-Entry Permit,” 2026.3.13. Immigration & Checkpoints Authority website <https://www.ica.gov.sg/reside/PR/apply-REP>

[79] “Residential Property Act.” Singapore Statutes Online website <https://sso.agc.gov.sg/Act-Rev/RPA1976/Published/20090731?DocDate=19870330>

[80] 「シンガポール　外資に関する規制」2025.9.30. JETRO ウェブサイト <https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_02.html>

[81] “Eligibility for Change in Flat Ownership,” 2026.7.28. Housing & Development Board website <https://www.hdb.gov.sg/managing-my-home/home-ownership/change-of-flat-owners-or-occupiers/change-in-flat-ownership-not-through-a-sale/eligibility>

シア人でない永住者が近隣地域で5%、ブロックで8%を超えていない）場合、購入することができる[82]。なお、マレーシア人でない永住者又は非居住者がHDB住宅を借りることを希望する場合は、マレーシア人でない永住者又は非居住者が、近隣地域で 8%、ブロックで 11%を超えていないことが求められる[83]。

このほか、居住用不動産市場の過熱・投機抑止策として、居住用不動産の取得者に対して、加算印紙税（Additional Buyer Stamp Duty: ABSD）が2011年12月から導入されている。ABSDの税率は、2023年4月27日以降更に引き上げられ、永住者を除く外国人による購入は1軒目から60%、永住者による購入は1軒目0%、2軒目30%、3軒目以降35%、シンガポール国民による購入は1軒目0%、2軒目20%、3軒目以降30%となっている[84]。

５　その他

政府の施策として、様々な場面において、国民と外国人との間でかかる費用に差が設けられている。

教育分野では、例えば公立小学校の学費で比較すると、シンガポール国民が月額13シンガポールドル（1,618円）、永住者が月額293～343シンガポールドル（3万6478～4万2702円）、留学生（ASEAN国籍者）が月額559.17～609.17シンガポールドル（6万9615～7万5840円）、留学生（非ASEAN国籍者）が月額949.17～1,049.17シンガポールドル（11万8169～13万619円）となっている[85]。外国人の学費については、年々引上げが進んでいる[86]。

医療分野では、SingHealth Polyclinics[87]で示されている受診にかかる費用を比較すると、シンガポール国民19.6シンガポールドル（2,440円）、永住者39.7シンガポールドル（4,943円）、非居住者90.36シンガポールドル（1万1250円）等となっている[88]。

このほか、貿易産業省は観光施設の入場料を二重価格にすることを推奨しており[89]、実際にほぼ全ての観光施設に二重価格が設定されていることが報じられている[90]。

---

82 “Ethnic Integration Policy (EIP) and Singapore Permanent Resident Quota,” *op.cit.*(53)

83 “Regulations for Renting a Flat or a Bedroom from Open Market,” 2026.5.11. Housing & Development Board website <https://www.hdb.gov.sg/renting-a-flat/renting-from-open-market/regulations>

84 日本貿易振興機構シンガポール事務所「シンガポール税制の概要　2025年改訂版」2025.9, p.21. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/sg/invest_04/pdfs/sg9C010_zeiseigaiyou.pdf>; “Additional Buyer's Stamp Duty (ABSD),” 2026.8.27. Inland Revenue Authority of Singapore website <https://www.iras.gov.sg/taxes/stamp-duty/for-property/buying-or-acquiring-property/additional-buyer's-stamp-duty-(absd)>

85 “Types of schools,” 2026.1.12. Ministry of Education website <https://www.moe.gov.sg/education-in-sg/our-schools/types-of-schools>

86 “Revised School Fees for Non-Citizens in Government and Government-Aided Schools for 2024 to 2026,” 2023.10.18. Ministry of Education website <https://www.moe.gov.sg/news/press-releases/20231018-revised-school-fees-for-non-citizens-in-government-and-government-aided-schools-for-2024-to-2026>

87 10のポリクニック（公的補助のある初期診療を提供する医療施設）から成るネットワーク（“About SingHealth Polyclinics.” SingHealth Polyclinics website <https://polyclinic.singhealth.com.sg/about-shp>; “Polyclinics,” 2025.10.27. National Library Board website <https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuid=9bed229d-f08b-4007-9078-259187205c77>）。

88 “Charges & Payment.” SingHealth Polyclinics website <https://polyclinic.singhealth.com.sg/clinic-visit/charges-and-payment>

89 “Oral reply to PQ on Tourist Attractions,” 2023.2.7. Ministry of Energy, Trade and Industry website <https://www.meti.gov.sg/newsroom/oral-reply-to-pq-on-tourist-attractions/>

90 渡辺豪「時代を読む 訪日客は割高 ジャングリア沖縄で導入 二重価格は浸透するのか」『Aera』2106号, 2025.9.1, p.30.

おわりに

本稿では、シンガポールの外国人受入れ政策について、共生と規制の両面に着目した。共生の政策としては、共生に向けた様々なプログラムの提供、民族分断を生じさせないようにする居住地域の工夫、民族統合政策による民族間比率の管理等を取り上げた。規制の政策としては、在留資格取得要件の厳格化、外国人労働者の雇用主に課す税金や保証金を通じた外国人労働者の搾取防止や適正管理、権利や不動産所有の制限、二重価格等を取り上げた。

歴史や背景が異なるシンガポールと日本とを単純に比較して語ることは難しいが、現に多くの外国人との共生社会を実現しているシンガポールの政策を紹介することを通して、日本の取組に関する議論の参考になれば幸いである。